

## 薬 局 開 設 許 可 申 請 書

薬 局 の 名 称			
薬 局 の 所 在 地	町田市 Tel ( )		
薬 局 の 構 造 設 備 の 概 要	別紙のとおり		
調 剤 及 び 調 剤 さ れ た 薬 剤 の 販 売 又 は 授 与 の 業 務 を 行 う 体 制 の 概 要	別紙のとおり		
医 薬 品 の 販 売 又 は 授 与 を 行 う 体 制 の 概 要	別紙のとおり		
( 法 人 に あ つ て は ) 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名			
通 常 の 営 業 日 及 び 営 業 時 間			
相 談 時 及 び 緊 急 時 の 連 絡 先			
薬 剤 師 不 在 時 間 の 有 無	有 ・ 無		
特 定 販 売 の 実 施 の 有 無	有 ・ 無		
健 康 サ ポ ー ト 薬 局 で あ る 旨 の 表 示 の 有 無	有 ・ 無		
申請者に責任を有する役員を含む。薬事に関する業務の欠格条項	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備 考			

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年 月 日

住 所  
〔 法人にあつては、主  
たる事務所の所在地 〕

氏 名  
〔 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 〕

町田市保健所長 殿

担当者名  
電話番号 ( )